

令和6年度

『宮中ルール』

～学校生活をよりよくするために～

※ゴシック体は今年度改訂した箇所です。

目次

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 生徒心得 | p 3 |
| 2 | 『学校生活のきまり』 | p 7 |
| 3 | 生徒指導規程 | p 1 8 |

生徒心得

生徒心得

1 生活一般の心得

【ルール・マナー】

- ① 社会の一員、宮浦中学校の生徒として社会のルールや学校のきまりを守り、規律ある生活をする。
- ② 自分からすすんで、気持ちよく元気なあいさつをする。
- ③ 時間を守って行動する。
- ④ 服装を整え、学校生活を送る。
- ⑤ 言葉づかいは正しく、丁寧にする。
- ⑥ 公共物は大切にする。

2 学校生活

【服装・みなり】

- ① 学校の定める制服を正しく着用する。
- ② 清潔感のある身なりを心がける。

【通学】

- ① 交通ルールやマナーを守り、地域の方に自分から進んであいさつしよう。
- ② 他の通行者や自動車等の迷惑になる行為はしない。
- ③ 下校途中に寄り道や買い食いなどをせず、真っすぐ家に帰る。(土日の部活動も同様)
- ④ 自転車通学はヘルメットを着用し(あごひも)、ルールを守る。学校の敷地内では自転車から降りて押す。
- ⑤ 危険な所は通らず、安全な通学路を通る。

【授業の受け方】

- ① 忘れ物がないように授業道具を準備する。
- ② 授業開始2分前までに、準備を済ませ着席する。
- ③ 私語をせず、話をしっかり聞く。
- ④ ノートを丁寧にとる。
- ⑤ 姿勢を正して受ける。
- ⑥ トイレは休憩時間に済ませておく。

【家庭学習】

- ① 家庭学習の充実を図り、予習・復習に努める。
- ② 宿題や提出物は期日を守って提出し、基本的な学習習慣を身につける。

【定期試験】

- ① 試験週間中は職員室の出入りは禁止します。必要がある時は先生を呼び、職員室外で用事を済ませる。
- ② 座席は出席番号順に着席する。
- ③ カバンは各自のロッカーに入れ、机の中は空にして筆記用具のみにする。
- ④ 試験については決められた事を守り、不正な行為は絶対にしない。
- ⑤ テスト中に物を貸し借りすることはできない。忘れ物に注意する。
- ⑥ チャイムと同時に「やめ」の合図で鉛筆を置き、答案を出席番号順に提出する。

【短学活】

- ① 係は伝達、連絡を速やかに確実にする。
- ② 諸問題は意見を出し合い自分たちで解決できるようにする。

【校内放送】

- ① 放送が始まったら静かに注意して聞く。

【交友】

- ① お互いに正しいことを求め、助け合い・指摘し合える仲間になる。
- ② 暴言・暴力やいじめを許さず、思いやりのある交友関係をつくる。
- ③ 友達であっても、生徒間でのお金の貸し借りはしない。
- ④ 他人の物(本や筆記用具等)は勝手に触らない。また貸し借りをしない。
- ⑤ グループでの打ち上げや旅行・食事などは保護者の同伴(同席)が必要。

【給食】

- ① 給食当番は、白衣とマスクを着用する。
- ② 給食当番以外は、教室の中で待機する。
- ③ 給食当番が準備した後、自分の席に座り、係の合掌で食べ始める。
- ④ 大きな声を出さず、マナーやエチケットを守り、迷惑にならないよう落ち着いて食べる。
- ⑤ 13時10分までは、食べ終わっても教室から出ない。
- ⑥ お茶を持参する。

(水筒のかわりにペットボトル持参の場合は、タオルやケースをつける。)

- ⑦ 給食当番は所定の位置に返却する。

【休憩時間の過ごし方】

- ① 校舎内では、落ち着いた生活をする。
- ② 次時の準備をして休憩する。
- ③ 他教室には勝手に入室しない。

【清掃】

- ① 担当区域を決められた時間いっぱい掃除に取り組む。
※「時間いっぱい」とは、掃除開始から終了のチャイムが鳴るまでをいいます。
- ② お互いに協力し合って、全員でやる。
- ③ 清掃用具は大切に扱い、責任を持って管理する。
- ④ 掃除時間以外でもゴミに気づいたら進んで拾う。

【係・委員会活動】

- ① 積極的に係・委員会活動に取り組む。
- ② 自分の役割を果たし、活動が円滑にすすむように協力する。
- ③ 問題意識を持ち、自治的な活動をすすめていく。

【部活動】

- ① 所属する部活動に積極的に参加する。
- ② 用具や施設を大切に扱い、片付け・掃除をきちんとする。
- ③ 自主性を身につけ、時間を守りけじめのある活動にする。
- ④ 部室はいつも整理整頓し、鍵の返却を確実にする。
- ⑤ 自分から気持ちのいいあいさつを行い、活発な活動にする。

【連絡・届け】

- ① 遅刻・欠席の時は、必ず保護者に連絡してもらう。
- ② 遅刻して教室に入る場合は、担任または教科担当に理由を申し出る。
(始業後の登校は、職員室へ登校を報告してから教室へ行くこと)
- ③ けがや事故があった場合すぐに学校へ連絡する。

【その他】

- ① 学校には学習に必要な無い物は持ってこないようにする。
- ② お金や貴重品を持ってきた場合、朝の短学活で先生に必ず預けるようにする。
- ③ 登下校時の買い食いや校内での間食はしない。
- ④ 学校の施設は大切に使い、壊した場合はすぐに先生に申し出る。
- ⑤ 一度登校したら、原則、下校まで校外への外出はしない。
- ⑥ 学校から物を借りたときは、借りた人が責任を持って返すようにする。
- ⑦ 集会等では指示に従う。静かに移動する。
- ⑧ 上履き、下履き、体育館シューズの区別をきちんとつける。

3 校外生活

- ① 法に触れる行為や人の迷惑になるような行為は絶対にしない。
- ② 映画、飲食店などへの出入りは保護者同伴（同席）で行うようにする。
- ③ ゲームセンターや遊戯施設等への出入りは保護者同伴（同席）で行うようにする。
- ④ 外出するときは保護者へ行き先を伝え、日没までには帰宅する。
- ⑤ 小学校や他の中学校や高等学校の敷地内に無断で入らない。

学校生活のきまり

1 登校・下校

- (1) 登校時刻として、8：15までに正門を通過し、8：20には教室の自席に座っていること。この時刻以降を「学校遅刻」とします。
- (2) 遅刻3回目、6回目で家庭連絡。9回目で保護者呼び出し又は家庭訪問。
このカウントは、1年間継続します。正当な理由がある遅刻についてはカウントしません。
- (3) 欠席やあらかじめ分かっている遅刻については、7：30～8：10の間で保護者に学校へ連絡してもらうこと。
- (4) 特例自転車通学を願い出て許可された人以外は、徒歩通学です。交通ルールを守ること。
- (5) ナップサックのみで登校してよいと言われた日以外は、必ず黒カバンを持って来ること。
- (6) 不審な人物に注意すること。危険を感じたら大声で助けを呼び、近くの商店、民家等に逃げ込むこと。
出来るだけ相手の特徴を覚え、すぐに110番通報し、その後学校に連絡すること。
- (7) 下校して自宅へ戻った後、放課後に再登校する場合や休日の登校の場合、制服を着用すること。
- (8) 許可を得て自転車通学をする者は、ヘルメットの着用等、規定をきちんと守ること。

2 職員室などの出入り

- (1) 許可なく職員室には立ち入らないこと。
- (2) 入室の際には、自分の名前をはっきり言い、「失礼します」「失礼しました」などの挨拶をきちんとすること。
- (3) きちんとした言葉遣いで、簡潔に用事をすませること。
- (4) 原則、入り口で先生を呼ぶこと。
- (5) 特に指示がない限り、生徒はコピー機や印刷機を使用しないこと。
- (6) 職員室に入室する際は、手袋等は外し、カバン・ナップサックは廊下に邪魔にならないように置くこと。

3 身なり規定

- (1) 頭 髪
 - ① 不自然な髪型は、指導の対象になります。
 - ・ 髪かざり、リボンを使用しないこと。
 - ・ ヘアゴムの色は黒、紺、茶とする。
 - ・ アメリカピン、パッチンピンの色は黒、紺の無地とする。ただし、飾りとしての使用は認めない。
 - ・ ピンで髪をとめる時は、眉を隠さないこと。
 - ・ 体育の授業の時は危険なので、ピンをしないこと。
 - ・ 前髪は目にかからないようにすること。
 - ・ 髪が鎖骨の高さまで伸びたら、結ぶようにすること。(ピンを大量に使わない。)
 - ② 整髪料をつけることは禁止する。
 - ③ 染色、脱色、エクステ、ウィッグは禁止する。
 - ④ パーマ、ストレートパーマは禁止する。
- (2) 顔
 - ① 眉毛を剃ったり、抜いたり、描いたりしないこと。
 - ② 化粧(アイプチなど)、マニキュア、アクセサリー類(ピアス、ブレスレットなど)をしないこと。
 - ③ 耳に穴を開けたり、つついたりしないこと。

(3) 服 装

- ・学生服・・・標準学生服のみ許可する。襟カラーをつけます。また、学生服の下に着用するものは、派手な色でないもの（白、黒、紺、茶、灰色系統のもの）を着用すること。（規定のポロシャツの着用が望ましい）ただし、カッターシャツやハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは着用しないこと。制服の袖や裾から、学生服の下に着用している服の一部がはみ出さないようにすること。
- ・セーラー服・・・白線が三本入りのものを着用すること。袖のホック、胸あて、タイ帯をはずさないこと。また、タイは、白いものを必ず着用し、短くしないこと。自然にたらしてタイ帯でとめること。タイは結んだりピンなどで留めたりしないこと。また、制服や体操服の下に着用するものは、派手な色でないもの（白、黒、紺、茶、灰色系統のもの）を着用すること。ブラウスや規定のポロシャツの着用が望ましい。ハイネックなど襟が高くあがるものやフードつきのものは着用しないこと。制服の袖や裾からはみ出さないようにすること。
- ・学生ズボン・・・タックのないものを着用すること。腰でズボンをはいたり（腰パン）しないこと。（体型に合わない場合は、特別に許可を得ること。）
- ・スラックス・・・学校が指定したものを着用する。
- ・ベルト・・・黒で無地のものを着用すること。必ずベルトを着用すること。（極端に広いもの、狭いもの、派手なバックルや金具のついているものは着用しないこと。）
- ・スカート・・・スカートの長さは、ひざが完全に隠れるようにすること。
- ・**ストッキング、タイツ・寒い時に無地のもの（肌色、黒色）を着用してもよい。ただし、体育の授業時を除く。**
- ・ポロシャツ・・・ネーム入りの学校指定のものを、夏季に着用すること。夏季の上着は、ポロシャツのみの着用となる。（着用時期については、学校が指示する。）なお、ポロシャツ着用時は、名札をつける必要はない。第2ボタンは必ずとめること。また、ポロシャツの下には派手な色ではない（**白、黒、ベージュ、灰色系統**）シャツ（下着）を着用すること。
- ・ソックス・・・**色は白、黒、紺**とする。またワンポイントの入ったものは許可する。ただし、ライン入りのソックス、ハイソックス、ルーズソックス、くるぶしソックスなどは許可しない。（長さは、「くるぶしが隠れるもの」をめやすとする。）
- ・**ウインドブレーカー・・・ウインドブレーカーは学校指定のものを、希望者が購入し、着用すること。ただし、学生服、セーラー服の上に着用することとする。**
- ・その他・・・学生服やセーラー服を脱ぐ場合は、学校指定のポロシャツを着用すること。制服の購入については、本規定を守り各自で購入すること。

(4) 名 札

- ①名札には、不要なものをつけないこと。
- ②胸ポケットには、くしやピン、手紙などを挿さないこと。

(5) 履 物

- ①外履き、上履き、体育館シューズの区別をきちんとすること。
体育館シューズに関しては体育館前の緑のマットで履き替えること。
- ②上履きも含めてかかとに記名し、かかとを踏みつけないこと。
- ③学期終わりには、持ち帰って洗うこと。
- ④靴箱は、自分のスペース以外の部分を使用しないこと。部活シューズは、部室等各自で管理すること。
- ⑤生徒は、来客用スリッパを使用しないこと。

- ⑥外履きは、白色、布製に限る。紐付きのものを使用すること。ラインやワンポイント入り、学校が指定した形以外の靴は使用しないこと。(ハイカット・ミドルカットの靴は認めていない。)
 - ⑦上履きは、甲の所が三角ゴムタイプで白布地にゴムの部分が青系統であること。
 - ⑧体育館シューズは、体育館と武道場でのみ使用する。本校規定のもので学年のカラーを守ること。
(令和6年度 1年生一緑、2年生一赤、3年生一青)
 - ⑨部活動で使用する靴は、登下校や体育、総合等の授業では使用しないこと。
管理に関しては、おきっぱなしにせず、自分で責任をもって管理すること。
 - ⑩体育館や武道場の下駄箱は、授業や朝会以外の使用はしないこと。部活用シューズを置かないこと。
- (6) カ バ ン 〈黒カバン〉
- ①学校が指定したもののみ使用すること。(黒カバン、ナップサック以外での登校は認めない。)
 - ②名前は、指定場所にのみ書くこと。
 - ③カバンに落書きしたり、キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
 - ④カバンを勝手に加工しないこと。
- (7) ナ ッ プ サ ッ ク
- ①学校が指定したものを使用すること。
 - ②ナップサックは、黒カバンに入りきらないものを入れて登校するためのものであり、通常日はナップサックのみで登校しないこと。
 - ③ナップサックのみで登校してよいのは、学校が指示した日のみとする。
 - ④ナップサックに落書きしたり、キーホルダーなど不要な物をつけたりしないこと。
 - ⑤ナップサックを勝手に加工しないこと。
- (8) 体 操 服
- ①学校が指定しているものを使用すること。
 - ②朝練習で登校する時や部活動後の下校時での着用をみとめる。
制服の下に着て授業を受けることは認めない。
 - ③学校行事、部活動日など学校が定める日では、体操服を着用して登下校してもよいこととする。
 - ④ジャージを切る、名前の刺繍を取るなど、体操服を勝手に加工しないこと。
 - ⑤体育以外の授業で、着用を指示された時は注意事項をよく聞き守ること。
- (9) 手 袋
- ①白、黒、紺、茶、灰色系統のもので、派手な飾りが無いこと。手袋は、冬季に使用すること。
 - ②校舎内で着用しないこと。
- (10) マ ス ク
- ①必要に応じて、着用すること。
 - ②マスクにいたずら書きをしないこと。
- (11) ネ ッ ク ウ ォ ー マ ー
- ①色は白・黒・紺・茶・灰色系統のもの。デザインは、ワンポイント程度で派手ではないものとする。
 - ②校舎内で着用しないこと。
※部活動中は使用可(屋外の部活に限る)
※マフラーは使用禁止。

4 クロムブックの利用について

- (1)校内の利用については、授業者の指示を聞き正しく利用する。
- (2)その他の注意事項は別紙を参照する。

5 保健室の利用

- (1) 先生の許可なく勝手に出入りしないこと。備品に勝手に触らないこと。
- (2) **授業時に体調不良等で保健室を利用する際は、事前に担任か教科担任に申し出て、「保健連絡票」をもって来室する。**但し緊急の場合は例外とする。
- (3) 体調が悪くて休養する場合は、原則1時間とする。(先生が判断する。)
- (4) 原則として保健室では、薬などは出しません。また、けがの場合は、応急手当のみ行います。
- (5) 体調が悪くて早退する場合は、養護の先生の判断に基づいて、担任の先生と相談のうえ決定します。
- (6) 早退の場合は、学校から連絡をとり保護者との連携のもと下校させる。生徒だけで下校した場合には、無事に帰宅したことを電話で学校に伝えること。
- (7) 体調不良やけがにより病院に連れて行く必要がある場合は、緊急の場合を除き、原則保護者対応となります。

6 立ち入り禁止場所

- (1) 他学年の教室へは行かない。(物の貸し借りも禁止。)
- (2) 校舎内・・・屋上、北校舎外廊下、ベランダ、他学級の教室、空き教室、その他
- (3) 校舎外・・・体育館、武道場、ポンプ室、部ハウスの裏、プール、他の部の部室、植え込み、その他

7 持ち物

- (1) 不要なものは、一切持って来ないこと。

アメ、ガム、ジュース類、タバコ、ライター、マッチ類、携帯電話、スマホ、ゲーム機、音楽プレーヤー類、マンガ本、雑誌類、アクセサリ、キーホルダー、化粧品類、必要以上の金銭、プリクラ、カメラ、写真類、おもちゃ類、その他

- (2) 持ち物には、すべて記名すること。(特に傘。)
- (3) 金銭や物品の貸し借り、売り買いをしないこと。

8 式・集会

- (1) 学級委員は教室前に整列させ、静かに体育館へ移動し、入場すること。
(8時20分に開始できるよう速やかに移動すること)
- (2) 遅刻者は、クラスの最後尾に並ぶこと。
- (3) カバン等の荷物は必ず教室に置いてから集合すること。(荷物を下駄箱に置いて行かない。)

9 校外生活

- (1) ゲームセンター(プリクラも含む)、ボウリング場、飲食店、ファストフード店、フードコート、カラオケ、映画館への出入りは保護者同伴のもとに行うこと。
- (2) 自転車に乗る場合は、点検・整備を行う。交通ルールを守ること。
- (3) 無断外泊や深夜徘徊は絶対にしないこと。
- (4) 反社会的行動は、絶対にしないこと。

喫煙、飲酒、万引き(窃盗)、暴走行為、薬物乱用、恐喝(強盗)
その他法律にふれる行為や補導の対象となる行為

- (5) 万一、事故や被害にあった場合は、直ちに警察に連絡し、その後学校に連絡すること。

10 物品購入

(1) 学校に常に在庫があるもの

・前ボタン ・袖ボタン ・裏ボタン

(2) 注文して取り寄せるもの

・名札本体 ・体育館シューズ ・体操服 ・ポロシャツ ・黒カバン ・ナップサック
・タイ ・胸当て ・タイ止め ・ウィンドブレーカー

(3) 防犯ベルは、防犯上つけることが望ましい。

11 試験の受け方 — 「宮中のテストの受け方」として掲示

(1) 基本的なこと

- ① 2分前に着席し、静かに待つこと。
- ② 必要なものがそろっているか確認すること。不必要な物はカバンかロッカーへ移動しておくこと。
- ③ 机の中は何もない状態にし、カバンは廊下に出すこと。
- ④ 開始時刻と終了時刻を確認し、時間配分を考えること。
- ⑤ 解答用紙が配られても「始めなさい。」の合図があるまで、勝手に取り掛からないこと。
問題用紙や、解答用紙に触ってもいけない。
- ⑥ 「はじめ。」の合図があったら、まず名前（受験番号）を書くこと。
- ⑦ 時間一杯頑張ること。何度も見直すこと。
- ⑧ 「やめ」の合図があったら、ただちに筆記用具を置くこと。
- ⑨ 答案用紙が回収され休憩時間に入るまで私語や立ち歩きをしないこと。
- ⑩ 体調不良や物を落とした場合は、先生へ申し出る。

(2) カンニング・誤解される行為・チェックを受ける行為

- ① 筆記用具の貸し借りをする。
- ② 後ろの席や隣の席の生徒に自分の答案を見せたり見えやすいようにすること。
答案を、不自然にずらしたり、持ち上げたりする。
- ③ キョロキョロする。落ち着きがない。私語をする。独り言を言う。
- ④ 机の中に道具を入れている。また、カバンを横にかけている。
- ⑤ 答案用紙や問題用紙へ落書きする。
- ⑥ ポケットや机の中に手を入れる。
- ⑦ 手鏡を見たり、くしを使ったりする。
- ⑧ 不用意に落とした物を拾う。
- ⑨ うつぶせて寝る。
- ⑩ 始まりと終わりの合図を守らない。
- ⑪ 終了時間前に提出する。

(3) 不正行為があったら

- ① そのテストのみ、または全教科を0点扱いとする。
- ② 厳しく指導を受ける。
- ③ 保護者に学校に来ていただく。
- ④ 再テスト等は受けられない。

※入試においては不正行為が発覚するところまでいかなくても、疑われることそのものがマイナスポイントとして合否に影響する場合がある。

※不正行為とは、試験中だけに限らず、誤答を直して加点してもらうなどの行為も含む。

保護者の皆様へ

三原市立宮浦中学校
校長 山垣内 理恵

高等学校及び就職先への推薦条件について

保護者の皆様におかれましては、平素から本校教育活動に暖かい御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

さて生徒たちは、新年度をむかえそれぞれに将来への展望をいただく時です。そこで見出しの件について、本校で定めております内容を、生徒はもちろん、保護者の皆様にも御理解いただき、進路を自ら切り拓いていける自分づくり、自己教育力の向上を支援していきたいと考えております。

近年、高等学校への進学も就職も年々厳しさを増しており、とりわけ進学については、送り出す中学校と受け入れる高等学校との信頼関係が益々重視されてきています。入学後の中学校と高等学校との連携の場においても、問題行動の目立つ生徒については厳しく指摘を受けるようになっていきます。

このような進路をとりまく状況に鑑み、推薦条件という形で一定の基準を設け、生徒指導の一助とするとともに生徒たちの自分づくりを支援していくことは、本校の教育目標達成に合致するものであると考えます。併せて、真面目に頑張る生徒が正当に評価される機会にもなります。

以上のことを何卒御理解いただき、御家庭でも学校と歩調をそろえる形で子どもたちを支援して頂きたい、よろしくごお願い申し上げます。

高等学校及び就職先への推薦条件

関係高等学校等の出願資格（推薦基準）を満たし、かつ、進学先で充実した規律ある学校生活を送り、卒業まで頑張ることができる生徒、あるいは、就職先で真面目に仕事にはげむことができる生徒を学校推薦の候補者とします。

これらは、特別なことを求めているわけではなく、規則を守り、前向きに中学校生活を送っていれば条件に該当します。

ただし、次に列挙するような行動が見られる生徒については推薦を認めないものとします。

1. 次のような反社会的な問題行動が1回以上ある場合

万引き、バイク、喫煙、窃盗、恐喝、夜間徘徊、暴力、器物破壊、いじめ、脅し、不純異性交遊、長期に渡る家出、校内で警報機や消火器へのいたずら、メールなどによる他者への誹謗・中傷、その他法律に触れる行為や補導の対象となる行為

2. 次にあげる生活規律や学習規律に関し、学校や保護者の指示に従わず、同じことを繰り返して改善が見られない場合

【生活規律】

- 登校時の遅刻が9回以上ある。
- 身なりについての決まりを守ろうとせず、改善がみられない。
- 落書きや他人の持ち物へのいたずらなど、集団生活における非常識な行動を繰り返す。
- 学校に持ってきてはいけない物を、繰り返し持つてくる。
- 部活動を無断欠席することが多い。
- 自分の身のまわりや机の中の整理整頓、清掃活動等に熱心に取り組めない。

【学習規律】

- 授業に必要な道具や宿題を持ってこないことが多い。
- 授業中、私語や立ち歩き、授業内容に関係ない事を繰り返す。
- 授業への遅刻、許可のない早退や外出、無断欠席が多い。

なお、上記のいずれかに該当する生徒であっても、その後、著しい改善が見られる場合には学校長が主催する推薦判定会議において推薦を認める場合があります。反対に、推薦予定あるいは推薦した生徒であっても、新たに該当する事例が出てきた場合には推薦を取り消すと共に、高等学校側あるいは就職先へ連絡する場合があります。

1 3 部活動確認事項について

(1) 部活動の完全下校について ※学校行事等により、変更（繰り上がり）もあります。

◎新入生説明会当日（2月初旬）	～	2学期中間試験前まで（10月中旬）	・・・	17：30
◎2学期中間試験後（10月中旬）	～	新入生説明会前日（2月初旬）	・・・	17：00

- ①事前に顧問が学校に申請すれば部活延長することができる。（最大18：00まで）
- ②完全下校を守れるように練習計画をたて、終了15分前ごろから後かたづけを始めること。
- ③下校当番の部は校舎や体育館、武道場の窓閉めを確認すると同時に、校門でチェックしたり下校を促したりすること。（担当部の顧問は必ずついて指導助言をすること。）

(2) 部活動時の服装について

- ①部活動は体操服で行うか、または学校で認めた服装で活動すること。
- ②ウインドブレーカーは、学校指定のものを着用すること。
- ③部活動終了後は、その服装のまま下校してもよい。
- ④土日や休日の部活動は、部活動の服装で登下校してもよい。
- ⑤靴下は学校規定のものとする。

（ただし、部によっては活動時の長いストッキング等使用可。部顧問の指示に従うこと。）

(3) 部活動を行う場所について

- ①教室を使用する部は顧問と相談し教室を決めること。使用後はきちんと後片付けをして施錠すること。
- ②運動場を使用する部は、定められた場所で行いグラウンドやコート整備をきちんとすること。
- ③体育館を使用した部は後かたづけをきちんとし、使用した部で担当を決めきちんと施錠すること。（体育館使用予定表を作成して活動すること。）
- ④武道場を使用した部も、体育館と同様に使用すること。

※体育倉庫、道具庫などを使用した部はきちんと後片付けと施錠をすること。

(4) 朝練について

朝練習は、原則行わない。（事前に顧問が学校に申請すれば、朝練習を行うことができる。その際は、必ず顧問が参加して活動すること。）

(5) 土日や休日の部活動について

- ①顧問と相談して計画を立てて活動する。
- ②必ず顧問が参加して活動することを原則とする。
顧問不在で、他の顧問が見る場合はその顧問の指示に従うこと。
部長は、練習開始、終了時にきちんとその顧問と連携をとる。

(6) 公式大会や練習試合の当日の活動について

- ①顧問の指示に従い、活動（参加）する。
- ②事前に職員会議等で顧問から報告があった場合に限り、完全下校後の活動（準備）を認める。

(7) 帽子の着用について

- ①学校が定めたものを使用する。
- ②登下校や屋外で活動するときは、帽子の着用が望ましい。

(8) 部活動の停止について

- ①部活動停止は「部活動確認事項」が守れない場合、生徒指導委員会を通し、顧問が判断して原則3日間の停止とする。

（特に下校時間については担当顧問より連絡を受けきちんと指導していく。）

- ②部活動停止にする場合は職員朝会などで理由を報告し、代替活動内容もきちんと報告すること。

③部活動停止中の代替活動には必ず顧問が参加し、きちんと反省させると同時に有意義な活動となるように指導すること。

④保護者にもその趣旨がきちんと伝わり、理解を得るように取り組むこと。

(9) 着替える場所について

①朝練習のとき

体操服（部の服装）で登校してよい。制服で来て着替える場合には、男子は教室で、女子は更衣室や各部で指定された部屋などを利用すること。また終了後の着替えについても同様にすること。

②放課後の部活動のとき

上記と同じ。体操服（部の服装）で下校してよい。

(10) 部活動の所属の変更（転部）について

①部活動は、3年間継続することを原則とする。そのため、よく考えて所属する部活動を決めること。

②やむを得ない事情が生じ、部活動を変更したい場合、現在の部の顧問か担任に相談すること。

(11) 部活動休養日について

平日は水曜日、週休日は原則日曜日を休養日とする。なお、土曜日及び日曜日に大会、行事参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。

14 危機への対応の仕方について

(1) 登下校の場合

予想される事象	対応の仕方
○痴 漢 ○恐 喝 ○暴 行 ○誘 拐	<ul style="list-style-type: none">・曖昧な態度を取らず、きっぱりと断る。・大声を張り上げ、走って逃げる。防犯ベルを鳴らす。・近くにいる大人や商店、民家に助けを求める。・不審者や車の特徴を可能な限り記憶し、出来るだけ早く警察や学校に連絡を取る。（本校生徒の迅速な通報で犯人が捕まったケースがありました。）・やむを得ず実力行使に及んだ場合は、正当防衛として認められるが、状況を冷静に判断することが大切である。
○交通事故 ○落下物等によるケガ	<ul style="list-style-type: none">・意識があり、動ける時には二次被害を避けるため安全な場所へ移動を試みる。・意識があっても動けない時には近くの大人に助けを求める。・一緒に登下校している友達等が事故にあったときには、その友達と自分の二次被害を回避するよう努める。近くにいる大人に助けを求める。救急車を呼ぶ。可能であれば必要な応急処置を行う。・ひき逃げなどの場合は車両のナンバーや特徴を出来るだけ記憶する。

(2) 校内にいる時の場合

予想される事象	対応の仕方
○不審者の侵入	<ul style="list-style-type: none">・不審者であるかどうかの見極めが難しかったら、とりあえず近くにいる先生もしくは職員室に通報する。・身の危険を感じたら、大声を張り上げ、走って逃げる。非常ベルを鳴らす。・身を守るために、ほうきなど近くにあるもので実力行使に及ぶ場合もあり得るが、あくまでもその場から逃げる隙を作るための対応であって、必要以上に制圧しようなどと考えないこと。・近くの教室等に飛び込み、内側から施錠する方法もあり得る。・上履きのまま外へ逃げる場合もあり得る。
○火災、地震の発生	・避難訓練で行ったとおりに行動する。
※ 授業中・休憩中・掃除中・部活中・校舎内の場合・体育館や武道場の場合・グラウンドの場合など、あらゆる時間帯と場所が考えられるので、その場に応じて臨機応変に対応すること。	

三原市立宮浦中学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものです。規律正しい学校生活を送り、より良い校風を樹立するため、生徒が自主的・自律的に行動し、安心して安全な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

第2章 学校内での生活

(身なり・服装)

第2条 衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送れるように心がけること。「身なり規定」については、別途(『宮中ルール』)で定めます。

(1) 「身なり規定」に基づき、定期的に、服装(身なり)検査を実施します。

(2) 違反がある場合は、保護者に連絡し、直すよう指導します。

頭髪等、直すのに一定期間を要するものは、期日を定め直させます。

(3) 違反に対しては、その事実と指導の経過を家庭に連絡します。

(4) 指導に応じない場合や期日までに正せない場合には、保護者を召喚し指導します。

正すまで特別な指導(別室指導等)を行います。

(持ち物)

第3条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しないこと。

(1) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かり、保護者へ連絡の後、保護者に返却します。

(登下校)

第4条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して、定められた時刻を守って登下校すること。

(登校時刻)

第5条 登校時刻として、8時15分までに正門を通過し、8時20分には教室の自席に座っていること。この時刻以降を、「学校遅刻」とします。

(1) 遅刻3回で家庭連絡をします。**改善が見られない場合**、保護者を召喚し指導します。

(下校時刻)

第6条 下校時刻は、次の2期に分け完全下校時刻を定める。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・新入生説明会当日から2学期中間試験前まで | 17:30 |
| ・2学期中間試験後から新入生説明会前日まで | 17:00 |

(1) **完全下校時刻を守れなかった場合**、事情を聴取し必要な指導を行います。

また、場合によっては、保護者を召喚し、指導します。

(自転車通学)

第7条 自転車通学生は、学校から直線距離で2km以上遠に住居のある保護者・生徒からの申請と誓約書の提出によって自転車使用の可否を判断します。自転車通学規定および誓約書の様式は別途定めます。

- (1) 許可された生徒は、自転車通学規定と前述の第4、5、6条を守り通学すること。
- (2) 自転車通学規定の違反（ノーヘルや二人乗り等）が判明した時は、事前の誓約書に基づいて指導します。
- (3) 徒歩通学生が、無断で自転車通学をした場合は、保護者を召喚し指導します。

(登校後の外出について)

第8条 登校後の外出について

- (1) 許可なく学校の外に出た場合には家庭連絡します。状況により警察に保護願いを出します。
- (2) 無断で学校外に出ることが、3回以上あった場合は、保護者を召喚し指導します。

(部活動について)

第9条 部活動について

- (1) 部活動には、制服、体操服、部活動で定められた服装で参加し活動すること。
- (2) 部活動に関する諸規定が守れなかった場合は、部活動への参加を停止し、指導を行います。

第3章 学校外での生活

(安全に関すること)

第10条 交通法規や、その他の社会生活に関する法を守り、安全な生活を送るようにすること。

(長期休業中)

第11条 長期休業中は、事前に配布する「生活の心得」を守り、有意義なものにすること。

第12条 アルバイトは、原則認めません。ただし、特別な事情がある場合は、保護者からの申請を受けて判断します。

第4章 特別な指導

(問題行動について)

第13条 校内・校外での、次のような行為を「問題行動」とし、次のような手順で、特別な指導を行います。

- (1) 保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。
- (2) 必要によって、関係機関（警察や子ども家庭センター等）と連携します。
- (3) 問題行動を行った生徒には、じっくり反省をさせ、再発防止のために一定期間、特別な指導を行います。「特別な指導」とは、学級集団としての平常の授業場所（教室）から離れ、別室にて、行為を振り返り、再発防止と今後より良い学校生活を送ることができるようになることを目的に行います。この特別な指導の期間は、部活動に参加できません。指導の目的を達成したと校長が判断したとき、特別な指導を終了いたします。

〈 校内での「問題行動」 〉

- ① 対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、窃盗等
- ② 暴言、授業妨害、授業エスケープ等

〈 校外での「問題行動」 〉

- ① 飲酒、喫煙、万引き（窃盗）、夜間徘徊、家出、暴力行為、器物損壊、不純異性交遊等

〈 その他、問題行動に類するものとして、指導対象となる場合 〉

- ① 身なり検査の結果に対する改善指導に従わない時、特別な指導の対象となります。（第2条4項）
- ② この生徒指導規程に違反し、指導を受けたとき、それに従わない時も、特別な指導の対象となります。

（4）「反社会的」行動に対しては、警察と連携し、その対処や指導を行います。

第5章 その他

（携帯電話やスマートフォン等について）

第14条 携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱う。

- ①所持・使用方法・管理等については、保護者の責任のものとする。
- ②学校生活内における所持、使用は禁止とする。
- ③携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネット問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

（保護者対応に関して）

第15条 保護者の教職員への暴力行為、威圧行為については関係機関（警察等）と連携します。